

令和7年度事業計画

I 男女平等参画促進事業

わが国ではこれまでに経験したことのない少子高齢社会を迎えており、男女平等参画の必要性がますます高まっていることから、当協会では、令和7年度においても、北海道において一人ひとりの能力や個性が発揮され、ゆとりある暮らしの実現や様々な分野への社会参加の促進に向けて、男女平等参画の推進に資する事業展開を図る。

1 えるのす連続講座～女性大学～

本講座は、社会経済情勢の変化に対応し、男女平等参画を柱としながら、女性の社会参画に対する視座の広がりにも資するよう、幅広い分野にわたって開催する。

- ・講座概要：各期とも10講座、週1講座（原則毎週火曜日・2時間）
- ・講座内容：男女平等参画、社会、経済、福祉、健康など
- ・講師：大学教授、学識経験者など

	日 程	定 員	会 場
第1期	5月27日～8月5日	200人	4階大会議室
第2期	10月8日～12月16日	140人	8階820研修室

* 対面方式に加え、オンデマンド(youtube 配信)による受講方式を併用する。

2 えるのす参画講演会

当協会の講師リストに登載している講師等により、道内各地域で地域の活動団体等と共催で講演会等を開催するとともに、女性プラザ祭において有識者による講演会を開催し、男女平等参画に関する道民意識の高揚を図る。

- ・道内各地域開催分の募集開始時期：4月

開 催 地	実 施 時 期	摘 要
札幌市以外の道内5地域	共催団体と協議	
札幌市	11月	・女性プラザ祭

3 男女平等参画関係法律相談

配偶者暴力やセクハラなど男女平等参画に関する法律相談のニーズに対応するため、道内各弁護士会と連携し、道内の6地域(札幌市を除く)で弁護士による法律相談を実施する。

- ・実施地域：室蘭市、函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市
- ・実施時期：7月～10月

③ 他団体との連携事業

- ・女性セミナー
- ・女性のスキルアップに関する講演等

④ 交流フロアを活用したイベント

- ・男女平等参画に関するパネル展
- ・DVD上映会:11月4日(火)
- ・地域の素材を生かした加工食品の即売会等:11月6日(木)

(3) 他団体連携事業

団体相互のネットワークを活用するなかで、他団体と連携して多様な事業に取り組む(女性プラザ祭開催時を含め7回程度開催)。

- ・連携先:関連分野の団体、行政機関、団体、大学、NPO等
- ・事業内容:事業のPR、支援協力(会場・講師の提供、紹介・派遣等)
 - ・女性の健康、起業促進などに関するセミナー
 - ・ワークライフバランス、海外の男女平等参画に関する講座
 - ・ドメスティックバイオレンスやデートDVなどに関するセミナー
 - ・市町村や男女平等参画関連施設との連携による講演会等
 - ・講座DVDの貸出しによる講演会等の開催支援
 - ・子育て関連のセミナーやイベント

(4) ジェンダー平等出前講座

小・中学校、高校等において、アンコンシャスバイアスの解消などを目的とし、デートDVの防止等をテーマとする講座を実施する(5校程度)。

(5) 男性参画講座

男性の育児参加などの課題に対応して男性を対象にした講座を実施する。

- ・事業内容:講座のほか、交流フロアや調理室を活用した研修等を実施
 - ・男性の子育て等に関する講座、セミナー、研修(イクメン)
 - ・男性の介護に関する講座、セミナー、研修(ケアメン)
 - ・男性の地域活動や家事への参加に関する講座、セミナー(イキメン)

(6) 交流フロア活用イベント

様々なライフステージに応じた女性のエンパワーメントに資するよう、起業や子育てをはじめ、文化、健康づくりなどをテーマとした女性の自主的な活動の利用に供するほか、必要に応じて資材の提供、講師の斡旋などを行い、これらの活動を支援する。

- ・DVD上映会 ・ミニコンサート ・読み聞かせ ・絵画・写真展
- ・健康づくり(体操・ダンスの指導・実践)
- ・地域団体等による活動状況の展示・交流やPRなど

(7) 道内活動団体とのネットワークづくり

- ① プラザサポーター登録団体の拡充(現在 40 団体)
- ② メールマガジンの発行(6回程度)

5 その他

(1) 運営協議会

女性の実践的活動拠点としての女性プラザの充実強化を図るため、利用者や有識者などで構成する運営協議会において広く意見を聴き、利用しやすい施設づくりに努める。(9月、3月)

(2) 連携施設に係る利用促進事業

かでの2・7内の道立生涯学習推進センター、道立市民活動促進センター及び道立女性プラザ(「連携施設」と総称する。)の共催により各施設の認知度向上と利用促進を目的とした合同イベントなどの利用促進事業を開催する。

(3) その他

事業の執行に当たっては、必要に応じ実施内容や実施方法等について、適宜、北海道と協議するものとする(Ⅰ及びⅡ共通)。